

後見制度支援預金

(令和3年10月1日現在適用中)

項目	内容
① 商品名	後見制度支援預金
② 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、組合員および組合員となる資格を有する方。 ・後見制度（未成年後見および成年後見）を利用されている方で、家庭裁判所の発行する「指示書」を受けた方。 <p>※ 本商品は、被後見人名義での預金について、後見人の手続きにより取扱います。</p>
③ 期間	定めはありません。
④ 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。 ※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。 ・現金、小切手その他の証券類で預け入れいただけます。
預入金額	1円以上（1円単位）
⑤ 払戻方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
⑥ 利息	
適用利率	<p>毎日、店頭に表示する一般普通預金金利の金利を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は、一般普通預金の金利改定時に見直します。
利息計算方法	<p>毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます）について、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>（付利最低残高1,000円以上 付利単位100円）</p>
利息支払方法	毎年3月と9月の当組合所定の日にお支払いします。（利息は元金に組み入れます。）
税金	<p>【個人の方】</p> <p>預金利息から税金20.315%（国税15.315%、地方税5%）が徴収されます。</p>
⑦ 手数料	・不要です。
⑧ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この預金は、原則として、振込・振替による預金の受入や口座振替による支払請求を受けることはできません。ただし、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、自動振替サービスが利用できます。 ●自動振替サービスを利用される場合は、先に当組合において通常の後見人口座開設を行う必要があります。 ●給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。 ●この預金は、マル優はご利用いただけません。 ●総合口座としてのご利用はできません。 ●キャッシュカードはご利用いただけません。 ●インターネットバンキングのご利用はできません。 ●この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限ります。
⑨ 金利情報の入手方法	店頭に掲示されている金利一覧をご覧ください。または窓口にお問い合わせください。

後見制度支援預金

(令和3年10月1日現在適用中)

項目	内容
<p>⑩ 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>●苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、業務部またはお取引のある営業店にお申し出ください。</p> <p>【窓口：広島県信用組合 業務部 TEL：0120-745-530 受付日：月曜日～金曜日（除く土・日・祝日、12/31、1/1～3） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応等手続については、別途ホームページに掲載していますので、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>●紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249） 広島弁護士会 仲裁センター （電話：082-228-0230）で</p> <p>紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記組合窓口、しんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、広島県以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、広島以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>⑪ その他参考となる事項</p>	<p>この預金は、『後見制度支援預金規定』によりお取扱いいたします。</p>

広島県信用組合